

議案第 13 号

四條畷市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり四條畷市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年8月25日 提出

四條畷市長 銭 谷 翔

提案理由

公職選挙法施行令の一部改正により、選挙運動費用に係る公費負担額の上限が引き上げられたため、所要の改正を行いたく、本案を提案した。

四條畷市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部
を改正する条例

四條畷市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年
条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条及び第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第9条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の四條畷市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。